「献上桃の郷」桑折町ロゴマーク使用の手引き

　桑折町民の町に対する愛着・誇りを高め、「献上桃の郷」桑折町の魅力をより効果的に町内外に発信していくためのシンボルとして、【「献上桃の郷」桑折町ロゴマーク】（以下「ロゴマーク」）を制作しました。

　当手引きでは、ロゴマークを使用するときの注意点などをまとめました。

**１　使用可能なロゴマーク**

　ロゴマークは、別に定める「献上桃の郷」桑折町ロゴマークマニュアル（以下「マニュアル」）に基づき各種パターンで使用することができます。なお、当手引で推奨するロゴマークは、次の7種で、全てカラーでの使用となります。不明な点等は総合政策課にお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |

**＊＊＊「献上桃の郷」桑折町ロゴマークとは…＊＊＊**

　「献上桃の郷」商標登録を機に、町の魅力を全国に発信するため、ロゴマークを制作しました。

　町の総合計画「『献上桃の郷』展開プロジェクト」のシティプロモーションの取組みのひとつで、町の財産である自然、文化、歴史を「桑折ブランド」として確立し、さらなる町のイメージアップや交流人口の拡大等をねらいとしています。

◆町の魅力を表現する形と色◆

　形…町民一人ひとり、近隣市町村同士、過去と未来がつながり、展開していくようにとの願いを込めて、雪の結晶の形でもある六角形で表現しています。

　濃い桃色…町民皆さんのあたたかさ

　薄い桃色…桑折町特産の桃

　黄色…桃の果肉と旧伊達郡役所、ホタルの光

　緑色…半田山をはじめとする豊かな自然

**２　権利の帰属**

　ロゴマークの一切の権利は、桑折町に帰属します。

**３　ロゴマーク使用の原則**

　ロゴマークは、原則として桑折町在住・在勤の方及び町内に所在する企業や事業所、団体等の方に使用していただくことを目指しています。ロゴマーク制作の趣旨に反しない限り、別に定める「献上桃の郷」桑折町ロゴマークに関する使用取扱要綱（以下「要綱」）に基づき、自由に無料でお使いいただけます。

　ただし、次ページ**６**に記載する内容に該当する、またはマニュアルを遵守しない使い方などが発見された場合には、使用を中止していただくことがあります。

**４　ロゴマークの使用例**

　例えば、以下のような使用を想定しています。下記以外にも、使用される方々の多彩なアイデアで、さまざまな場面で使用されることを期待します。

|  |  |
| --- | --- |
| ＜使用者例＞ | ＜使用例＞ |
| 町民（個人） | 同窓会などの案内状、電子メール、SNS |
| 町内会・住民自治協議会 | 回覧板、親睦会の案内状、事業案内チラシ |
| 商店・店舗 | 広告チラシ、看板、ポスター、メニュー表 |
| 商工会 | イベント告知ポスター、ホームページ |
| 農業従事者 | 販売物の包装、SNS |
| 学校・幼稚園・保育所 | 校（園・所）内行事のポスター、ホームページ、行事案内文書、学校紹介冊子、PTA活動文書 |
| 企業 | 名刺、ポスター、ホームページ |
| NPO | 名刺、イベント案内ポスター、広告チラシ、ホームページ |

**５　営利目的で使用するときの手続き**

　営利目的でロゴマークを使用する場合には、所定の【「献上桃の郷」桑折町ロゴマーク使用申請書】（桑折町ホームページでダウンロードも可）により、事前に桑折町総合政策課に申請を行っていただく必要があります。

★営利目的でロゴマークを使用する場合の手続き★

①　使用申請

　　　　（使用申請書・使用に関する企画書等提出）

②　内容審査

③　使用許可または使用不許可の決定

　　　　（通知書交付）

④　見本提出

　　　　（ロゴマーク使用の商品や印刷物等の提出）

⑤　使用

**６　使用にあたって遵守していただきたいこと**

　以下に該当する場合（あるいは、該当する可能性がある場合）は、ロゴマークは使用できません。

　・法令、公序良俗に反する、またはそのおそれがあるとき。

　・町またはロゴマークの信用や品位を傷つけ、またはそのおそれがあるとき。

・町の事業、町が認めた関連事業を推進するうえで支障となる、またはそのおそれがあるとき。

・特定の思想、宗教等に関する活動で使用し、またはそのおそれがあるとき。

・特定の個人・企業・団体・民族等への中傷や攻撃を助長する、またはそのおそれがあるとき。

・町が特定の個人・企業・団体、あるいは商品・サービス・活動等を支援・推奨・公認しているような誤解を招く、またはそのおそれがあるとき。

・特定の個人・団体のシンボルマーク、あるいは商標や意匠とするなど、独占的に使用し、またはそのおそれがあるとき。

　・青少年の保護または健全育成の観点から適切でないとき。

　・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する人が使用するとき。

　・自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき。

　・その他、ロゴマーク本来の使用が適正でないと町長が認めるとき。

**７　使用条件**

　ロゴマーク使用についての条件は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 遵守事項 | ①桑折町が提供する画像データ（JPEG）を使用してください。※インターネットが利用できない方は、総合政策課にご相談ください。②マニュアルに定められた使用方法に必ず従ってください。③営利目的により申請し、許可された使用内容を逸脱しないでください。※使用許可通知後に、使用内容について変更せざるを得ない場合には、改めて町との協議が必要となります。 |
| 使用料金 | 無料 |
| 使用期限 | 原則として使用期限はありません。ただし、営利を目的とした使用については、別に通知する許可書に基づきます。 |

**８　その他の注意事項**

　・ロゴマーク使用によって生じる問題・トラブルなどについて、桑折町は一切関知し

ません。

　・ロゴマークを使用した作製物等に関して、事故や苦情が発生したときには、使用者

本人の責任で必要な処理を行ってください。

**９　お問い合わせ先**

　ロゴマークについてのお問い合わせ・ご相談は、下記までお願いします。

　　〒969-1692　福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22-7

桑折町役場総合政策課広報広聴係

　　　電話：024-582-2115

　　　E-Mail：seisaku@town.koori.fukushima.jp